

平成25年3月21日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
4番	後藤健一郎	議員	5番	太田芳彦	議員
6番	國井輝明	議員	7番	沖津一博	議員
8番	工藤吉雄	議員	9番	杉沼孝司	議員
10番	辻登代子	議員	11番	荒木春吉	議員
12番	木村寿太郎	議員	13番	新宮征一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（2名）

3番	遠藤智与子	議員	14番	佐藤良一	議員
----	-------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	渡邊満夫	教育委員長
兼子昭一	選挙管理委員会 委員長	高子武	農業委員会会長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長(併) 農業委員会 事務局 局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 (兼) 会計課長	丹野敏幸	水道事業所長
安食俊博	病院事務長	荒木利見	教育長
工藤恒雄	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	大泉辰也	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第6号

第1回定例会

平成25年3月21日(木曜日)

午前10時25分開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 9号 平成25年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第10号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
" 3 議第11号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
" 4 議第12号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
" 5 議第13号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 6 議第14号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 7 議第15号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 8 議第16号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 9 議第17号 平成25年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 10 議第18号 平成25年度寒河江市立病院事業会計予算
" 11 議第19号 平成25年度寒河江市水道事業会計予算
" 12 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 13 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第14 議第22号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
" 15 議第23号 寒河江市職員互助共済制度に関する条例の一部改正について
" 16 議第24号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び寒河江市
障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について
" 17 議第25号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
" 18 議第26号 寒河江市長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
" 19 議第27号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
" 20 議第28号 寒河江市市税条例の一部改正について
" 21 議第29号 寒河江市都市計画税条例等の一部改正について
" 22 議第30号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
" 23 議第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
" 24 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 25 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第31号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
" 27 議第32号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例の制定について

- 〃 28 議第33号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 29 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 30 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第31 議第34号 寒河江市牧場設置に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第35号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 33 議第36号 寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 〃 34 議第37号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 35 議第38号 寒河江市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 〃 36 議第39号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- 〃 37 議第40号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- 〃 38 議第41号 寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 〃 39 議第43号 社会資本整備総合交付金 公共下水道8-1号幹線(雨水)24-1工区工事請負変更契約の締結について
- 〃 40 議第44号 市道路線の変更について
- 〃 41 請願第1号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 42 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 43 質疑・討論・採決

- 日程第44 議第46号 平成24年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)
- 〃 45 議第47号 最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定団体の名称変更について
- 〃 46 議案説明
- 〃 47 委員会付託
- 〃 48 質疑・討論・採決
- 〃 49 議会案第4号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出について
- 〃 50 議案説明
- 〃 51 質疑・討論・採決
- 〃 52 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

再 開 午前10時25分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、3番遠藤智与子議員、14番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。沖津委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○沖津一博議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月19日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。

追加議案は、議第46号、議第47号、議会案第4号、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての4案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第44、議第46号及び日程第45、議第47号を一括上程した後、日程第46で市長の議案説明を受け、日程第47で委員会付託、日程第48で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

また、日程第49、議会案第4号を上程した後、日程第50で議案説明、日程第51で質疑・討論・採決を行い、日程第52で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることといたしました。

以上よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○高橋勝文議長 お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は議会運営委員長の報告のとおり行うことに決しました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 日程第1、議第9号から日程第11、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第12、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。内藤予算特別委員長。

〔内藤 明予算特別委員長 登壇〕

○内藤 明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第9号平成25年度寒河江市一般会計予算、議第10号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第11号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第12号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第13号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第14号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第15号平成25年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第16号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第17号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第18号平成25年度寒河江市立病院事業会計予算、議第19号平成25年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月11日、委員15名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の11案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の11案件を一括して採決いたします。

ただいまの11案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

11案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号及び議第19号の11案件は原案のとおり可決することに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第14、議第22号から日程第23、議第45号までの10案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第24、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。辻総務文教常任委員長。

〔辻 登代子総務文教常任委員長 登壇〕

○辻 登代子総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月11日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号、議第45号の10案件であります。

審査に入る前に、審査の進行について、議第29号の審査終了後に議第45号の審査を行い、その後に議第30号の審査を行うことについて諮り、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第22号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「ドナーとなる場合に、特別休暇を取得できる対象者について」の問いがあり、当局より「配偶者、父母等及び兄弟、姉妹への提供については、対象とはなりません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市職員互助共済制度に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「一般社団法人に移行する経過について」の問いがあり、当局より「山形県市町村職員互助会から一般社団法人移行について互助会の規約を改正し、新たに互助会定款及び運営規則を制定するという通知があり、これに基づき条例の改正を行うものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び寒河江市障害

程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「空き家等調査対策審議会委員の人数について」の問いがあり、当局より「5人程度と考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「東日本大震災で避難している方の該当者数について」の問いがあり、当局より「23年度からことしの2月末まで2,057名が対象になっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市都市計画税条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号及び議第45号の10案件を一括して採決いたします。

ただいまの10案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

10案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第30号及び議第45号の10案件は原案のとおり可決とすることに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第26、議第31号から日程第28、議第33号までの3案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第29、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。國井厚生常任委員長。

[國井輝明厚生常任委員長 登壇]

○國井輝明厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月11日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第31号、議第32号及び議第33号の3案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第31号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「市民浴場における避難者の利用者数及び使用料の今後の考え方について」の問いがあり、当局より「平成23年度は4,678名、平成24年度は1月末まで6,251名の利用がありました。被災者にとりましては、震災の真ただ中であり、当面はこのまま使用料無料を続けてまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び議第33号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、関連があるため一括議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

議第32号について委員より「指定地域密着型サービスの運営方法及び適正運営の確保について」の問いがあり、当局より「運営方法は、これまで厚生省の省令で定められており、運営方法に大きな変更点はありません。運営の指定については定められた基準があり、これまでと同様に申請に基づき状況を調査し、介護運営協議会に意見を求め、指定します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号について質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第30、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第31号、議第32号及び議第33号の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第31号、議第32号及び議第33号の3案件は原案のとおり可決とすることに決しました。

議案上程

○高橋勝文議長 次に、日程第31、議第34号から日程第41、請願第1号までの11案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○高橋勝文議長 日程第42、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。工藤建設経済常任委員長。

〔工藤吉雄建設経済常任委員長 登壇〕

○工藤吉雄建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号、議第43号、議第44号及び請願第1号の11案件であります。

一旦休憩し、市道路線の変更に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。

審査の都合上、最初に議第39号の審査後に、議第44号の審査を行い、その後に議第40号、議第43号、議第41号の順に審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第34号寒河江市牧場設置に関する条例の一部改正について、議第35号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第36号寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、及び議第37号寒河江市営住宅条例の一部改正については、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、それぞれ全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「代執行をする場合の判断について」の問いがあり、当局より「前段に命令なり勧告の中で丁寧な手続を行います、それでもだめで第三者に危害・被害が及ぶようなかなり危険な状態であると判断した場合に、行政代執行までの手続を踏んでいきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「本市における区域内と市街地に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の現状について」の問いがあり、当局より「市民1人当たりの面積は、市の区域内が12.56平方メートル、市街地区域内が19.23平方メートルと既に基準は満たしておりますが、市街地区域内の公園の配置・規模につきましては国の基準には及ばない状況になっております。適正な種類の公園を適正に配置していくことについては、今後のまちづくりの中で検討していく必要があります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号市道路線の変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入

りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号社会資本整備総合交付金公共下水道8-1号幹線（雨水）24-1工区工事請負変更契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「工事の進捗状況について」の問いがあり、当局より「80%を少し超えるくらいの進捗状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「本市の布設工事監督者と水道技術管理者の有資格者数について」の問いがあり、当局より「布設工事監督者の資格を有する職員は市職員全体で11名、水道事業所内には3名、水道技術管理者につきましては市職員全体で16名、水道事業所内には3名おります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号TPP交渉参加に反対する意見書の提出に関する請願を議題とし、審査に入りましたが、質疑・意見もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択されましたので、意見書案を議題とし、質疑・意見等を求めましたが、質疑・意見もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第43、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号、議第43号、議第44号及び請願第1号の11案件を一括して採決いたします。

ただいまの11案件に対する委員長の報告はいずれも可決及び採択であります。

11案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第34号、議第35号、議第36号、議第37号、議第38号、議第39号、議第40号、議第41号、議第43号及び議第44号は原案のとおり可決とし、請願第1号は採択とすることに決しました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第44、議第46号及び日程第45、議第47号を一括議題といたします

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第46、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、議第46号寒河江市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

本日追加提案をいたしました補正予算は、国の地域経済対策に伴う平成24年度過疎地域等自立活性化推進交付金に係る内示が3月14日付でありましたので、幸生地区に対する過疎集落等自立再生緊急対策事業費補助金800万円を計上し、歳入について国庫支出金を同額追加し、対応するものがあります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ169億6,109万9,000円とするものであります。

次に、議第47号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定団体の名称変更について御説明を申し上げます。

最上川寒河江緑地の指定管理者が、特定非営利活動法人の法人化を図ったことに伴い、変更後の当該法人を指定管理者に指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上2案件を御提案申し上げますが、詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 それでは、最初に議第46号平成24年度補正予算（第8号）につきまして御説明いたします。

第8号に関する説明書の7ページ、8ページになります。

2款総務費1項総務管理費6目企画費の地域づくり推進事業に、ただいま市長から御説明ありました幸生地区を対象にいたしました過疎集落等自立再生緊急対策事業費補助金800万円を追加するものであります。

この事業は、過疎集落などを対象に地域資源や地場産業を積極的に活用して、地域経済の活性化を図るということと、さらに加えて日常生活機能の確保などの課題に総合的に取り組む事業といたしまして、複数の事業をまとめて計画を上げまして、それを実施するというものでございます。

補助率が100%でありまして、国の予算総額は15億円であります。事業主体は基本的に過疎集落等における住民の団体とされておりまして、小学校区など一体性がある地区が1つの単位というふ

うになっております。

過疎集落等といたしまして、本市の場合ですと振興山村地域と特定農山村地域が該当しまして、旧白岩町、あと高松・醍醐村が該当します。それで、白岩、高松、醍醐、あと幸生、田代の地区に連絡をいたしまして、非常に短い期間であったんですが事業を取りまとめていただきまして、国のほうに計画書の仮提出を行ったところでもあります。3月になってから、国において事業審査が行われまして、本市の5地区の計画のうち幸生地区の計画が採択されたという状況になっております。

ちなみに情報によりますと、全国で約600件ほどの申請がありまして、県内では幸生地区を含めまして3件採択になったという状況にあるようであります。

この事業につきましては、24年度中の予算化を求められておりますので、追加で補正予算を計上していただくということになったところでございます。

幸生地区の計画の具体的内容といたしましては、大きく4つありまして、1つ目が地域の特産品生産拡大事業といたしまして、わらび園の拡大があります。あと、休耕田を活用しました新たな山菜の生産、さらに加工とか保存技術の研究などがあります。

2つ目ですが、交流促進による活性化事業といたしまして、交流施設であります友遊館のトイレの洋式化と、あと水辺の楽校への水車小屋の建設があります。それとあと、小水力発電に関する調査も行うという計画になっております。

3つ目が、鳥獣害対策事業がありまして、熊対策のための電気柵の設置などが出ております。

4つ目が、防災対策事業といたしまして友遊館の敷地に簡易な倉庫を置きまして、その中に小型発電機でありますとかトランシーバー、大鍋などの防災資機材を備蓄するという計画になっているものでございます。

続きまして、議第47号最上川寒河江緑地に係る指定管理者の指定団体の名称変更であります。指定管理者の指定につきましては、団体の名称と指定の期間を議決いただきまして指定をしております。指定した団体の名称が変わった場合には、再指定を行う必要がある場合があります。今回のように、法人格を持っていない団体が法人格を持つようになった場合には、団体の性格でありますとか構成員を見まして、変化がなくて単に名称が変わっただけだということには、再指定を行う必要がないというふうにされております。そうでない場合には、再指定が必要だというふうになります。

昨年12月18日付で、最上川寒河江緑地の指定管理者に指定いたしましたスペース・アンド・タイム・クリエーションにつきましては特定非営利活動法人、すなわちNPO法人の設立を目指して、県の認証手続を行っていたところです。3月14日付で県の認証を得まして、3月18日に法務局に登記申請を行っております。法務局におきまして登記申請書が受理されましたので、3月18日付で法人設立がなることが確実な状況になったということでもあります。

その提出された法人の定款を見ますと、事業の目的と内容について、任意団体のときの規約と変更になっております。1つは、従前は施設の利用者に対する事業を実施するという内容でありましたが、NPO法人の定款によりますと対象が広くなりまして、県内外の広い範囲の方を対象に事業を行うというふうになっております。また活動の種類も、任意団体のときにはなかった災害救援活動、あと国際協力の活動、地域活動の活性化、雇用機会の拡充支援などが追加されまして、拡充されております。

また、構成員につきましても、任意団体のときは正規の構成員が4人でありましたが、NPO法人としましては社員10名となっております。構成員についても変更がありましたので、団体としては変更があるというふうに判断をいたしまして、特定非営利活動法人スペース・アンド・タイム・クリエーションについて再指定を行おうとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第47、委員会付託であります。

お諮りいたします。

議第46号及び議第47号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○高橋勝文議長 日程第48、これより質疑・討論・採決に入ります。

まず、議第46号について質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 今の課長の説明で、状況としてはわかりました。ただ1つお聞きをしたいのは、国からそういう事業があるんで、手を挙げてというふうな、時間的に非常になかったというふうに私は受けとめたんですが、いつ国のほうからそういうものが示されて、対象地区は旧白岩、それから醍醐、高松というのはわかりました。いつあって、地域にいつ落とされたのかということだけ教えてください。

○高橋勝文議長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 1月16日に、県からメールが来まして、すぐ中身をいろいろ見まして、説明けですけれどもすぐ地域の方のほうに連絡しました。今、市のほうでは地域担当者がおりますので、そちらを通じまして地域の方に連絡をしまして、事業をまとめていただきました。

また、振興計画を策定の際にそれぞれ地域づくり計画をつくってもらっておりましたので、その中から取り出したとかということがありまして、仮提出の締め切りが2月1日でありましたので、市が受けてから2週間くらいしかなくて、地域の方にとっては1週間くらいで、急遽ですけれどもまとめていただいたという状況でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、寒河江市では田代・幸生についてはずっと地域の計画があるわけでありまして、国からの制度を受けて対応もされているわけでありまして、やっぱり醍醐とか高松地区もこういう新たな事業の対象地区になってもパッと受ける体制、先ほど職員の地域担当制もあるというようなことで、そこを通じて地域に落とされたと言っても、幸生・田代は受け皿が地域

的にあるんですね。

そうしたときに、醍醐とか高松となったときに、町会長連合会という、区長会かな、高松の場合はあるわけでありませけれども、こういう新たな事業を即受けられるというふうな部分はないわけでありませるので、この辺も今後の課題として受けとめて、時間がない中でそういう事業が出たなどというふうな場合でも、地元でいろいろ対応できることを検討しておいていただきたいということをお願として申しあげておきます。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第47号について質疑はありますか。 川越議員。

○川越孝男議員 これも課長の説明でわかりましたけれども、NPO法人になって登記もなっているというふうなことでありますので、ぜひ登記簿の写しは当局でもちろんとって、そして先ほどの提案の説明になっているというふうに思いますので、後ほどで結構ですからその写しをいただきたいというふうに、議長のほうにお願いをいたします。

○高橋勝文議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議題46号に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第47号に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第46号及び議第47号を採決いたします。

まず、議第46号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議第47号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○高橋勝文議長 次に、日程第49、議会案第4号を議題といたします

議 案 説 明

○高橋勝文議長 日程第50、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○高橋勝文議長 日程第51、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第4号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会議案第4号を採決いたします。

議会議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の 閉会中における委員会調査申出並 びに委員派遣承認要求について

○高橋勝文議長 日程第52、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前11時21分

○高橋勝文議長 これにて平成25年第1回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。